

令和3年12月22日

令和3年第4回岬町議会定例会

第3日会議録

令和3年第4回（12月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和3年12月22日（水）午前10時43分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり10名であります。

1番 谷地泰平	3番 奥野学	4番 中原晶
5番 坂原正勝	6番 反保多喜男	7番 辻下正純
9番 竹原伸晃	10番 和田勝弘	11番 出口実
12番 道工晴久		

欠席議員 1名、欠員 1名、傍聴 16名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	増田 明
副町長 中口守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則
財政改革部長 相馬進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子
しあわせ創造部長 松井清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠
教育次長兼指導課長 澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

10番 和田勝弘 11番 出口 実

---

議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第85号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第11次）について
日程第 3 議案第86号	令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）について
日程第 4 議案第87号	令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）について
日程第 5 議案第88号	令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について
日程第 6 議案第89号	令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）について
日程第 7 議案第90号	工事請負契約の締結について（令和3年度町道西畑線道路改良工事）
日程第 8 議員提出議案第5号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書
日程第 9 議員提出議案第6号	北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議
日程第10 議員提出議案第7号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

(午前10時43分 開会)

○道工晴久議長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和3年第4回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

傍聴の皆さん、お待たせいたしました。

ただいまの時刻は午前10時43分です。

本日の出席議員は10名です。欠席議員1名でございます。小川議員については、欠席届が提出されておりますので、欠員が1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

12月2日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託いたしました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、出口 実君。

○出口 実事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

12月2日の本会議において本委員会に付託されました3件の案件については、12月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第73号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第75号、「令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について」は、委員会記録のとおり、質疑はなく、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第78号、「道の駅みさきの指定管理指定について」は、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、坂原正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました5件の案件については、12月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくご参照願います。

議案第73号、「令和3年度岬町一般会計補正予算(第9次)について」のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第74号、「令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について」は、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第77号、「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について」は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第79号、「泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について」は、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第82号、「岬町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告ですが、委員会当日委員長の職務代行を務めていただきました奥野副委員長に報告を求めます。

奥野副委員長。

○奥野 学総務文教副委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

なお、委員会当日、委員長の職務代行を務めた副委員長である私が代理で報告いたします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託された4件の案件について、12月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑などの詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第73号、「令和3年度岬町一般会計補正予算(第9次)について」のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第76号、「岬町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第80号、「岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第81号、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」は、委員会記録のとおり、質疑はなく、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教副委員長の報告が終わりました。

ただいまの副委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第73号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第9次)について」討論を行います。討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第73号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）について、反対の立場から討論を行います。

この提案については、新型コロナウイルス感染症への対策として、短期入所施設への陰圧室設置の予算や8月豪雨により発生した被害等への対応、また、町民体育館への空調設置に向けての設計業務委託料等、積極性や必要性を認めるものが数多く計上されていると認めるものであります。

しかしながら、厚生委員会における審査を通じて容認しかねる点があり、賛同するには至りません。

一つは、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業として、健診結果の記載様式を標準化するための予算が計上されていることであります。健診の受診者に一定の利点があるとはいえ、健診結果という極めてセンシティブな個人情報本人の同意なく照会者に提供される危険性をはらむものであり、容認できないと考えるものであります。

また、児童手当システムの改修も予算化されておりますが、世帯主の年収が1,200万円を超える世帯への児童手当・特例給付を廃止するもので、子どもは社会全体で育てるものという、本来の子育て支援の理念に反するものであり、反対であります。

○道工晴久議長 他に賛成の方ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第73号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

去る12月2日に議長に委任されました第73号議案及び第84号議案の計数整理につきましては、お手元の計数整理表のとおりでございますのでご了解をお願い申し上げます。

よって、既に可決されました第84号議案は、令和3年度岬町一般会計補正予算（第10次）

は、(第9次)となり、また、今可決されました第73号議案は、令和3年度岬町一般会計補正予算(第9次)は(第10次)となりましたのでご報告を申し上げます。

続いて、議案第74号「令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第74号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第75号「令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について」の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第75号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第76号「岬町過疎地域持続的発展計画の策定について」の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第76号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について」の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第77号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第78号「道の駅みさきの指定管理者の指定について」の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第78号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第79号「泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について」の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第79号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号「岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第80号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第81号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」の討論を行います。討論ございませんか。

竹原伸晃君、賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、竹原議員どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第81号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に加わせていただきます。

総務文教委員会でも申しましたとおり、観光協会へ職員を派遣する件に関しまして、やはり岬町、今後観光に力を入れて岬町を前に進めていく、観光協会と役場がタッグを組んで進めていくには、必要なことかと思えます。また、この委員会が終わって本日までの間に、この観光協会の執行部の方ともお話しをさせていただきましたが、とてもやる気がある団体でございます。そこをしっかりと議会も応援していくべきだということで、賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第81号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第82号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」の討論を行います。討論  
ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

それでは、中原議員。

○中原 晶議員 議案第82号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論  
を行います。

今回の提案については、未就学児のいる国民健康保険加入世帯の保険料負担を軽減するものであり、かねてから求めてきた保険料の引下げを歓迎したいと考えるものであります。また、厚生委員会で求めた影響額等の資料によりますと、対象は38世帯45人とのことで、この軽減措置により年間世帯平均にして1万2,500円程度の減額となる見通しが確認できたところであります。

対象が、未就学児のいる加入者と極めて限定的であり、軽減割合についても2分の1と十分でないとはいえ、保険料負担の軽減が実現され、子育て世帯の生活、命と健康を守ることにつながるものとするものであります。今後のさらなる保険料軽減を求めて、賛同する立場を表明いたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第82号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

---

○道工晴久議長 日程第2、議案第85号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第11次）について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第85号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第11次）についてをご説明いたします。

本補正予算につきましては、行財政改革に貢献するために行われた特別職・一般職の給料の減額、人事異動に伴う予算科目の調整、コロナ禍により苦しんでいる子育て世帯を支援するための臨時特別給付金の追加支給のほか、国の災害査定を踏まえ、8月豪雨により被災した林道逢帰線の災害復旧工事、11月末の強風により被災した「たんのわ海浜会館」屋根の復旧工事に必要な経費を計上いたしております。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、12月2日の定例会2日目の追加議案におきまして、子ども1人当たりの給付額10万円のうち5万円を予算計上いたしております。所得制限を課した上で、児童手当支給対象者には年内に、その他の対象者には来年1月以降速やかに支給するとともに、残りの5万円相当額については、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、地方公共団体の実情において判断した上で、子育てに係る商品やサービスに利用できるクーポンを基本とした給付を行うことといたしておりました。しかし、本町において所得制限で対象外となる約5%の子育て世帯につきましても、長期に及ぶ新型コロナの影響は年収にかかわらず厳しい環境にあることなどを踏まえ、所得制限の撤廃に踏み切りました。併せて、クーポンでの給付は多大な費用と労力を費やすことから、スピード感に勝る現金給付のほうが、住民のニーズに合致していると考え、現金10万円を一括で支給する方針としたものでございます。

今回の議案につきましては、いずれも早急に対応が必要なことから、追加議案として上程させていただきましたことをご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照を願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,620万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,319万9,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金7,675万円を計上いたしております。内容といたしましては、先の補正予算におきまして、所得制限を課した後の国費対象者に対して既に子ども1人につき5万円分を計上いたしておりますが、今回残り5万円分の追加計上に伴うものでございます。なお、今回の補正予算において、国費対象外となる方について、先の補正予算から差し引きした上で計上をするものでございます。

府支出金につきまして、今年8月の豪雨により被災した林道逢帰線災害復旧工事に係る林業施設災害復旧費補助金589万2,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金4,166万2,000円を減額計上いたしております。

諸収入といたしましては、522万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、林道逢帰線災害復旧事業に際して、当該林道は逢帰ダムの管理用道路となっていることから、大阪広域水道企業団からの事務費負担金490万7,000円を、11月末の強風により被災した「たんのわ海浜会館」の屋根復旧工事に係る建物罹災共済保険金31万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページ、4ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては10ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

議会費といたしまして、722万5,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などによる減額調整に加え、議員数の減員に伴う報酬の減額調整に伴うものでございます。

総務費といたしまして、1,136万1,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などによる減額調整に加え、町長、副町長の特別職給料の減額調整に伴うものでございます。

民生費といたしまして、7,802万9,000円を増額計上いたしております。内容といた

しましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費といたしまして、高校生までの子どもがいる世帯に対して、所得制限を撤廃した上で子ども1人につき5万円を追加給付するための臨時特別給付金8,475万円の増額に加え、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などによる減額調整に伴うものでございます。

衛生費といたしまして、434万4,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などによる調整に伴うものでございます。

農林水産業費といたしまして、64万5,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、給料の独自減額の反映などによる減額調整に伴うものでございます。

商工費といたしまして、1,058万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などによる減額調整に伴うものでございます。

土木費といたしまして、1,025万4,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などによる減額調整に伴うものでございます。

教育費といたしまして、693万1,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などによる減額調整に加え、教育長の特別職給料の減額調整に伴うものでございます。

災害復旧費といたしまして、1,083万8,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、今年8月の豪雨により被災した林道逢帰線災害復旧工事1,020万円を、11月末の強風により被災した「たんのわ海浜会館」の屋根復旧工事63万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま説明を受けましたが、その中で子育て世帯への臨時特別給付金事業ですね。今、さらっと説明があったのですが、もう一度はつきり確認したいのです。これは国からの政策で、0歳から18歳までの子ども1人につき10万円相当を支給する、給付するというものでした。それを今回予算として上がってきているのですが、もともと国で示していたのは、3通

りの方法があるということで聞いていました。

まず、年内に5万円を現金で支給して、あとの残り5万円を年明けに支給する。あるいは、今年5万円支給して来年に5万円のクーポンとして支給するという案でございました。それと、もう一つが一括現金で10万円を支給するという、この3通りの方法がありました。今、説明がありましたのは、岬町においては児童1人、0歳から18歳までの子ども1人につき現金を一括給付する。10万円を一括給付ということでよろしいでしょうか。確認をお願いします。

○道工晴久議長 松下理事。

○松下しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬町におきましては、年内に一括して10万円の給付ということで考えております。ただ、この年内の10万円の給付者に対しましては、児童手当の所得制限内の方でということを対象として考えております。

○道工晴久議長 あと対象外の方はどうするのですか。

○松下しあわせ創造部理事 失礼しました。児童手当対象外の方につきましても、年明けに申請していただいた上で支給させていただくということで考えております。

申請につきましては、プッシュ型で申請できる方につきましては、プッシュ型で申請させていただきます。例えば、中学生・高校生の児童がいる混合世帯の方であればプッシュ型で、それから所得オーバーの方であっても公務員以外であればプッシュ型で支給できますので、そのように考えております。

あとまた申請が必要な方なのですが、基本受給者が公務員である場合、それと令和4年3月31日までに生まれた新生児の保護者、このような方につきましては申請をしていただくということで考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町においては、子ども1名につき現金10万円で支給ということが分かりました。その時期につきましては、児童手当を支給しているその世帯については年内に支給する。別の資料には12月27日に給付する、振り込むと書いています。それ以外は来年ということなのですが、来年になり、1月に通知を出して、その通知に基づいて手続きしていただくという、その一連の作業を通じて来年に年明けに給付になる人というのは、大体いつぐらいまでに給付されるかというのは、その辺のはっきりしないところはあるでしょうけれども、大体、大まかな目安としてはいつ頃になる予定でしょうか。お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 松下理事。

○松下しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、私、12月27日に支給させていただく方につきましては、児童手当受給者という表現をしたのですが、所得制限内の方ということで訂正させていただきます。それで、まず年内にお知らせ通知、来年の1月に申請していただく方につきましては、年内にお知らせ通知というのを出しまして、それで1月に申請していただきまして、大体申請時期が1月の半ばになるかと思えます。それで、支給時期が1月の末ぐらいを予定しております。

また、その1月の申請に漏れた方につきましては、また2月末ぐらいに支給をさせていただくと、また2月の申請に漏れた方については、3月末での支給を考えています。新生児につきましては、3月31日までに生まれた方を対象としていますので、3月31日までの申請を受け付けさせていただきます。ただ、それ以外の新生児以外の申請受付については、3月上旬ぐらいを締切りで、まだ正式な決定はしていないのですが、それぐらいで予定しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 その来年の支給される大体の日付を聞くというのは、これは子育て世帯への応援給付金ということなので、来年の卒業、入学ですね。その時期に教育費がかさむので、その時期に間に合うように、その手続をしてあげてほしいという思いから質問させていただきました。この入学、卒業シーズンまでには間に合いそうだということを知りましたので、よろしく願います。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 私も子育て世帯への臨時特別給付金事業に関わってお尋ねいたします。

マスコミ等でも出ている声ですけれども、離婚をされた方が受け取れないという状況が一部にあるという問題がありまして、そこへの対応をぜひ岬町としても、しっかりとっていただきたいと思っているのですが、この制度は基準日が9月30日ということになっていて、10月1日より後に離婚をされた場合であっても、大抵の児童手当の振込先は男性、お父さんになっているケースが多いわけであり、離婚して子どもを連れた女性が、お父さんと別々に暮らすと、子どもと暮らしているのはお母さんだという状況であっても、お父さんにこのお金が振り込まれますという問題があるのです。

それで、国はこの対応をまだはっきり出していないような側面があるのですけれども、岬町としてはこういった状況が発生してきた場合に、何か対応を考えていることがあるなら、お聞きしたいということが1点と、併せて同じような状況で、DVの被害を受けていて逃げておられると、

その方下でお子さんがいるという方であったり、離婚には至っていないけれど別居をしている。そして、その方下にお子さんがおられる。だけど、この給付金が受け取れないという状況も考えられますので、そういったことへの対応をお考えのことがあればお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点ですが、農林水産業施設災害復旧費のところ、林道逢帰線復旧工事について確認をさせていただきたいと思います。8月の豪雨で被害が生じたということで、この措置については適切なものであろうと考えているのですが、土砂の流入に対して整地をするとともに、法面保護のための大型土のうを設置するという説明でございました。それで、この土のうについては大型土のうと書いているから、どれぐらいの土のうか。私が持てるような土のうではない大きいものなのだろうと考えているのですが、この土のうというのは一時的なものなのか、一定期間を想定しているのか。その辺りについて、お聞かせさせていただきたいと思います。

私になぜこのようなことを聞くのかといいますと、その土のうの設置というのは、やはりあまり恒久的なものとは考えにくいわけなのです。それで、近年は想定外の豪雨が発生しておりますから、対応として土のうの設置でいいのか、整地をするとはいえ、これで足りるのかという素朴な疑問からの質問です。

○道工晴久議長 松下理事。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

この臨時特別給付金というのは、児童手当の令和3年9月分の支給対象となる児童の保護者に対して給付させていただくものでございます。そのため、10月1日以降に離婚された場合かどうかということですが、こちらについては国の指針が示された上で判断したいと考えております。

あと2点目のDVによる被害者であって、奥さんが夫から逃げているという場合でございますが、こちらにつきましては、児童手当の受給者、大抵夫なんですけど、夫に支給する場合もしくはその逃げている妻に支給する場合、これについても正確に取り決められたものというのがございませんので、ケース・バイ・ケースで考えさせていただいてるんですけど、DVの申出があったときに何らかのそういうDVを受けているという証明みたいなものがありましたら、検討させていただいた上で奥さんに支給できるようであれば支給させていただきたいということも検討しておりますが、まだはっきりこのようにしますということは申し上げにくい状況ではあります。ただ、よく話を聞いた上での対応というのを基本として考えております。

○道工晴久議長 奥部長。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えします。

農林水産施設災害復旧費の土のうにつきまして、ご質問いただいた内容に、それにつきまして、今回添付させていただいてます補足説明資料の5ページに書いているところを今ご質問されたのかなと思います。

まず、林道逢帰線につきましては、本線、林道のほうにつきましては、ブロック積みといいまして、高さとしましては4メートル50センチから5メートルぐらいのブロック積みを約延長14メートルさせていただきます。その法下に、ここにも書いています林道逢帰ダムの管理用道路としまして、下に水道管が入ってます道路がまた下にあります。その法面を保護するために土のうを、現地にあります土砂が崩れていますので、その土砂を土のう袋に入れまして、現地で積むという作業になります。土のうというのほどのぐらいの大きさかということで、この土のうにつきましては、大体90センチ掛ける90センチ、高さ90センチの2トン土のうというのを作成します。作成したのを法裾に、その通路の法裾に置きまして、上から法面からもし崩れてきたものがあれば止まるように土のうを積むようになっております。

確かに、議員おっしゃるとおり、土のうは永久構造物ではありませんが、それをすることによって土砂が崩れ、土のう自身も1年、2年では朽ちるものではありませんので、その間に草が生えて、法面が落ち着くものと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお答えいただいた離婚された方、DV被害者、また別居中の方への対応なのですが、これは実際に子育てをしている保護者に振り込まれるように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

国は、そういうケースは対応できませんみたいにいかにいい加減なことを言っているのです。子育て支援なのだから、子どもを育てている人が受け取るのが当たり前なのに、また先ほど私が言ったような事例だと、お父さんに先に振り込まれていて、お母さんが「返してよ」と言えるかと言ったら、言えない。そんなケースも大いに考えられますので、これはもちろん国の指針が示された上でというお答えがありまして、そうせざるを得ない面もおありかと思いますが、こういうケースが発生しないのが一番いいのですけれどね。もし発生しているという場合に、子育てをしている当事者にきちんと受け取ってもらえるように、ぜひそこは岬町独自としてご努力をいただきたいと思います。

2点目については、了解いたしました。

○道工晴久議長 他にございませんか。

松下理事、答弁ですね。

○松下しあわせ創造部理事 すみません。中原議員のご質問についての回答の補足説明をさせていただきたいと思います。

DVによる被害から逃げられている妻がいた場合、支給決定前であれば受給者を変更しても差し支えないという指針が示されています。私、先ほどまだはっきりしたものが示されていないということで申し上げましたが、その点訂正させていただきます。

○道工晴久議長 次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第85号、一般会計補正予算（11次）の質問は1点でございます、資料の11ページでございます。歳出の一番上ですね。議会費、報酬減額として170万2,000円、これは議員の定数が12のところを1名欠員となったという説明でしたが、それならば計算して、指折って数えてみると、10月分、11月分、12月分、1月、2、3、6か月分の議員の歳費30万円を掛けて180万円だと思いましたが、なぜ170万2,000円。9万8,000円はどうなったのかということをお教えください。

○道工晴久議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員のご質問にお答えします。

議員報酬に関しましては、確かに1名減ということなんですけども、中身につきましては、町長選挙の実施に伴って補欠選挙も同時に行われております。その中で議員1名に関しては辞職で、もう1名の議員に関しましては自動失職ということで、その2名分に関しましては9月分まで全額支給という形になっております。

それで、補欠選挙で9月に就任されました1名に関しましては、9月分の報酬は日割りで、そういう計算になっておりますので、細かく計算して積み上げると不用額として170万2,000円不用額という形でございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 2回目の質問です。

なるほど、補欠選挙でここにおられる議員が新人として来ていただいた分の9月分ということでした。それならば、9月の7日が最終日で、その方7日最終日を経て14日の選挙の始まりの日まで1名は在職していて、1名は8月13日に辞職願を持ってきた。松尾議員のほうですが、9月分の報酬というのは発生したという認識でよろしいのでしょうか。

○道工晴久議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員のご質問にお答えします。

事前に辞職願を出されたのは、確か8月中だったと思うんですけど実際辞職された日は9月の2日であったと思います。9月2日で退職しましたが、9月分の報酬に関しては全額支給という形になっております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 補欠選挙で入ってこられた方は日割りで支給ですが、辞職が9月2日ですから全額支給、少しおかしい、おかしいというか、そういう決まりになっているのだということを再認識させていただきました。というか、議会の最終日、先ほど言いました9月7日にはいなかった。そして、最後に参加された8月31日の特別委員会、深日港委員会に出させていただいておりましたが、9月に入ってからは議会に出てきていないと思いますが、本人からこの9月分のこの歳費はもらえないという話はあったのか、なかったのか。それだけ、最後の質問をさせてください。

○道工晴久議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員の質問にお答えします。

特にそのような話はなかったです。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。反対の方おられますか。

和田議員は、反対ですか、賛成ですか。

○和田勝弘議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんね。

それでは、和田議員どうぞ。

○和田勝弘議員 第85号の議案、民生費の子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金は、国は現金5万円とクーポン券が5万円でありましたが、岬町はクーポン券の補助は費用がかかることと、岬町には商店が少ないための理由で、岬町は現金支払いに決めたこと。また、国庫対象外80人の方に支払われることを決断されたことは良かったのではないかと思いますので、賛成討論といたします。

以上ですが、ただ1点要望したいと思います。今後のことですが、もしクーポン券になったときには、どこのお店で買ったのか、できれば統計が取れればとっていただきたい。要望をしておきます。

○道工晴久議長 要望ですね。

坂原議員。

○坂原正勝議員 賛成討論をいたします。

私も先ほど質問しました子育て世帯への臨時特別給付金事業費ですね、これが盛り込まれているというところで賛成したいと思います。

国会では、昨日臨時国会が閉じました。閉会になりました。その中で、国から国の政策として0歳から18歳までの子ども1人につき10万円相当の給付として決定しました。国が決定しても、実際に岬町の住民の手元には届かないのですよね。それは、この議会で岬町での手続をとって、手続を組んで、予算も組んで、そういう手続をして初めて必要とされる住民の手元に届くのですよね。実際それを岬町ではいち早く国ではまだ所得制限があるものを、岬町では独自にいち早く所得制限を撤廃されました。そして、年内に現金10万円支給というのも決定されました。申請をしなければならない人は来年ですが、必要とされる場所へ間違いなく現金が届くように取り組んでいるというところで、賛成討論としたいと思います。ぜひ、円滑に進むように、取り組むようによろしくお願いします。

○道工晴久議長 他にございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第85号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第11次）について、賛成の立場で討論に加わりたいと思います。

事前に配付いただいていた補足説明資料によりますと、今回岬町一般職の職員給与2%の独自減額、それから特別職の給与の15%独自減額の反映として、総額2,370万円余りの減額というのが一つ説明としてございました。本来これは、あまり喜べるものではないと考えるものがありますけれども、岬町の職員の皆さんや特別職の皆さんのこういったご協力の上に町の会計が成り立っているのだと、改めて感じながら複雑な思いで見せていただいたところであります。

賛同の主な理由は、子育て世帯への臨時特別給付金事業にあります。私は、12月1日の今回の議会の一般質問の折に、この問題についても取り上げて、町長にご答弁いただきましたけれども、あのときは悪い答弁ではなかったですけれども、こんなに早く所得制限の撤廃やクーポンをやめて現金にするという決断をなされるとは、率直に言って思っておりませんでしたので、早い英断に驚きとともに歓迎したいと思います。

もともとは年内に5万円を現金で。春に5万円相当のクーポン券という話でありましたが、国民の大きな批判の前に方針転換もあり、そこに加えて岬町では所得制限を撤廃すると大英断を行い、さらは一括で10万円を年内に支給するというところで、これは子育て世帯を大きく励ますも

のとなるところでおります。

先ほど質問の中で申し上げましたが、離婚をされた方、また別居中にある方等、実際に子育てをしている保護者の手に確実に渡るように、岬町として努力を行っていただきたいと要望いたしますとともに、とりわけ申請が必要な方への丁寧な周知を行っていただくよう求めて賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

先ほどの質疑の点は一つ置いておいて、今、坂原議員、中原議員、和田議員が言われたように、このコロナの英断がとても早い対応でした。この田代町長のこの判断をマスコミが取り上げて、そのほかの自治体にも広がっていった。これはもう間違いない事実でございます。そういったリーダーシップを目の当たりにさせていただいて、必要な措置だということを再認識させていただきました。

以上のことから賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第85号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第11次）について」を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第3、議案第86号「令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事 松本 啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第86号、令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動や行財政改革等による一般職の給料に係る2%の

減額等に伴い、国民健康保険特別会計で支弁する職員給与等の調整に係る経費について計上いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ574万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,689万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

まず、繰入金、他会計繰入金につきましては、574万4,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動や行財政改革等による一般職の給料に係る減額等に伴い、職員給与等繰入金として574万4,000円を増額するもので、歳出の一般管理費に充当いたします。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては、9ページ、10ページを併せてご覧ください。

総務費、総務管理費につきましては、574万4,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動や行財政改革等による一般職の給料に係る減額に伴い、給料として255万3,000円、職員手当等として255万6,000円、共済費として63万5,000円を増額補正するものです。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第86号「令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。もうお昼の時間が迫ってきておりますが、今日は傍聴者の方もたくさんお越しにいただいておりますし、このまま時間を延長して審議を続けたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 ありがとうございます。それでは続けます。

---

○道工晴久議長 日程第4「議案第87号、令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)について」議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第4、議案第87号、令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などに伴うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,433万9,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、一般会計繰入金37万4,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、職員の人事異動に伴う増額や給料の独自減額の反映による減額調整などにより、下水道総務費69万6,000円を増額計上いたしております。事業費につきまして

は、給料の独自減額の反映による減額調整などにより、下水道事業費32万2,000円を減額計上いたしております。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第87号「令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第5、議案第88号「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第88号、令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和3年度中の職員の人事異動に加え、行財政改革による一般職の給与に係る2%減額等に伴い、介護保険特別会計で支弁する職員給与費等に係る経費について計上いたしております。

また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております総務費、地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ475万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,639万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の2ページの第1表、歳入歳出予算補正、歳入をご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、第1号被保険者保険料31万8,000円を増額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金といたしまして、107万2,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）100万1,000円を減額、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）207万3,000円を増額計上いたしております。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金につきましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、地域支援事業支援交付金108万1,000円を減額計上いたしております。

次に、府支出金、府補助金といたしまして、53万7,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）50万円を減額、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）103万7,000円を増額計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして、559万6,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）50万円を減額、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）103万7,000円を増額、その他一般会計繰入金613万3,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の3ページ、歳出をご覧ください。なお、詳細につきましては、11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

まず、総務費につきましては、職員の人事異動や給与の独自減額の反映などによる減額調整に伴い、総務管理費613万3,000円を減額計上するものでございます。

次に、地域支援事業につきましては、職員の人事異動や給料の独自減額の反映などによる減額調整に伴い、一般介護予防事業費400万3,000円を減額、包括的支援事業・任意事業538万6,000円を増額計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第88号「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第6、議案第89号「令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第89号、令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,851万5,000円とするものでございます。今回の補正予算は8月17日から19日にかけての大雨により、深日財産区有地の法面の一部が崩れ、南條下池に土砂が流入したことから、流入土砂の撤去を行うものでございます。池の水抜きが行われ、除却土砂の土量等の確認が行われたこと、また水抜きが行われている3月までに土砂を撤去する必要があることから、追加議案として提案させていただくものです。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料の5ページと6ページを併せてご参照願います。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算編成に必要な財源といたしまして、諸収入、雑入として土砂撤去工事分担金35万6,000円と繰入金、基金繰入金として深日地区財産区基金繰入金43万6,000円を計上いたしております。南條下池は、南池土地改良区が水利権を持ち管理されており、土砂の除去に当たり財産区との協議の結果、土砂撤去工事費用の45%を負担いただけることとなり、分担金として計上するものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

財産区財産管理費として、土砂撤去工事費79万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、南條下池に流れ込んだ流入土砂約35トンを撤去するものでございます。なお、崩れた法面は深日財産区が岬カントリーに借地している範囲に含まれており、岬カントリーが法面復旧対策工を実施し、土砂の流れ込みを抑える対策が既に講じられております。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第89号「令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第7、議案第90号「工事請負契約の締結について（令和3年度町道西畑線道路改良工事）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第90号、工事請負契約の締結について（令和3年度町道西畑線道路改良工事）につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和3年度町道西畑線道路改良工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和3年度町道西畑線道路改良工事。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、1億4,223万5,500円。うち、消費税及び地方消費税の額は1,293万500円であります。契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町深日1382番地、聖和産業株式会社代表取締役 呉海聖三でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果（経過）調書をご覧ください。工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は議会の議決日から令和4年12月23日まで。

入札予定価格は税抜きで1億7,577万1,000円となっております。入札予定価格が3,000万円以上のときには低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで1億4,359万7,000円と定め、事前に公表を行っております。同じく、入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けており、失格基準価格は税抜きで1億2,655万5,000円と定めております。なお、失格基準価格につきましては、事前公表ではなく落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は令和3年12月15日でございます。

指名業者数は調書記載の9社で、3社が事前辞退し、6社が応札し、2社が調査基準価格を下回りました。最低価格で入札した業者の入札価格は、失格基準価格を上回っていることから、この業者から当該価格で入札した理由、入札価格の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先など

に係る資料の提出を求め、12月16日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて調査を行いました。業者の積算では、工事目的物を作るために直接必要とされる費用である直接工事費は、一部工種において町の設計額を下回っているところもありましたが、取引業者等の見積書も添付されており、町内の工事であることから、現場に近いこと、自社所有の建設機械を有効に活用することにより、その他の関連経費を抑えることができるとの説明がありました。必要な項目についての積算が行われており、取引業者等の見積書も添付されていることから、契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して12月17日に仮契約を締結いたしました。なお、落札率は予定価格の73.56%となっております。

2ページをご覧ください。

本工事の概要は道路整備一式で、工事延長は80メートルとなります。

3ページに工事箇所、4ページに計画平面図を掲載しております。工事箇所は多奈川西畑の池谷地区内で、町道西畑線道路整備で発生した地滑りの対策を講じるもので、法面への鉄筋挿入工、グラウンドアンカー工、横ボーリング工などが工事内容となります。

以上が、議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第90号「工事請負契約の締結について（令和3年度町道西畑線道路改良工事）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第8、議員提出議案第5号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書」についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第5号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書」を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提出者 坂原正勝

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 奥野 学

反保多喜男

中原 晶

谷地 泰平

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書（案）

1979年（昭和54年）、国連はあらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年（昭和60年）この条約を批准した。2021年（令和3年）現在、189か国が批准している。さらに、1999年（平成11年）条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議、採択され、2000年（平成12年）12月末に発効している。2021年（令和3年）現在、条約批准189か国中114か国が批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。

しかし、日本は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」が156か国中120位に位置している。新型コロナウイルスの感染拡大で非正規職員の雇い止めをはじめ、特に女性への影響が大きい。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためのさらなる施策が急務となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。よって、国においては我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日 大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

○中原 晶議員 私は賛成です。

○道工晴久議長 反対の方はございませんか。

では、中原議員。

○中原 晶議員 議員提出議案第5号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書に対して、大賛成の立場で討論を行います。

この意見書の提案は、女性の人権を国際基準に大きく押し上げるものとして、全面的に賛同する立場であります。

○道工晴久議長 次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私も賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

大阪維新の会として、このような意見書があるということを諮ったところ、内容を十分精査してということで聞いておりました、一つ言うとすれば、表題にございます、末のところに速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書ということならば、本文中の最後に早期に批准するよう

強く要望するのではなく、環境整備を進めるように求めるというように変えてもらってくださいとは言われているのですが、内容としてはもう必要なことございまして、大阪府議会においてもこの意見書は可決していると聞いております。岬町議会としても、維新の会のメンバーであります私も賛成とさせていただきたいと思えます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書」についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第9、議員提出議案第6号「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議」についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第6号「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議」を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提出者 奥野 学

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 坂原 正勝

反保多喜男

中原 晶

谷地 泰平

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議 (案)

1940年代後半から2000年以降にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束。同年10月には5名の拉致被害者が24年振りに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、いまだに北朝鮮当局から納得できる説明がなされておらず、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮にとらわれたままの状態でも救出を待っている。

日本政府は帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事件や「いわゆる特定失踪者も含め、拉致の可能性を排除できない事案がある。」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は約900名近くいると言われ、大阪府内での特定失踪者として19名がリストを公開されている。日本国内では1997年に拉致被害者のご家族により、「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）のご家族により、「特定失踪者家族会」が結成され、被害者の救出を求める運動が展開され、2021年9月末には1,500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から、「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が発出された。児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、都道府県教育委員会を通じて学校等の関係機関に周知することが求められるところである。大阪府教育庁においても、「府立学校に対する指示事項」に日本人拉致問題に関する理解を深める取組みとして、アニメ「めぐみ」を事例紹介する取組みがされている。

また、政府の拉致問題対策本部が毎年実施している全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組みに積極的に関与することが求められる。よって、岬町議会では一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する。

以上、決議する。

令和3年12月22日 大阪府泉南郡岬町議会

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議員提出議案第6号「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取り組みを推進する決議」についてを、起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第10、議員提出議案第7号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第7号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提出者 中原 晶

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 坂原 正勝

反保多喜男

谷地 泰平

出口 実

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器は、今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて、明文上も違法なものとなりました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被爆国の国民の切望にこたえるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は被爆者とともに、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国。批准国は56か国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年1月22日に発効しました。「被爆国」として、核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

2021年12月22日 大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

竹原伸晃君、賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 反対になります。

○道工晴久議長 反対ですか。どうぞ。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会 竹原伸晃です。反対の立場で討論をします。

この対象となっている核兵器禁止条約には、日本国は条約採択しておりません。不参加でございます。日本は唯一被爆国であり、核兵器の非人道性を国際会議の場で訴え、現実的な核保有国を含めた包括的な核兵器廃絶へ向けた廃棄、規模の縮小と核拡散防止を訴えてきています。大阪維新の会の親会に当たります日本維新の会にも、この日本国の立場を肯定しております。

最大の核保有国であるアメリカ、米国は国家の安全保障政策の軸に核兵器を体系づけており、この核兵器禁止条約について、そのような立場をとっております。日本は、北朝鮮の近くに位置し、北朝鮮の核ミサイル開発、脅威となっております。国際社会の平和と安定に対するこれまでにない重大なかつ差し迫った脅威を受けています。北朝鮮にこのように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては、通常兵器だけで抑止力を効かせることは困難であるため、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要となっております。核の軍縮に取り組む上では、人道とそして安全保障の2つの観点を考慮することが重要となりますが、核兵器禁止条約では、安全保障の観点が全く踏まえられておりません。日本国政府として、安全保障上の脅威に適切に対処しながら、核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む、国際社会における橋渡し役を果たす現実的かつ実践的な取組みを粘り強く進めていただきたく存じます。

よって、岬町という一つの自治体といえども、この意見書を日本国政府に示すことは、唯一の被爆国として実情としては非常に理解はできるのですが、この意見書を上げることには反対でございます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議員提出議案第7号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」についてを、起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 賛成多数であります。

よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第4回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後0時38分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年12月22日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 和 田 勝 弘

議 員 出 口 実